

100%子会社同士の合併・無対価合併（株主が個人である場合）

1. アベノミクスによる円安の影響により卸売業や製造業の輸入原材料仕入高が高騰し、その負担が多くの中企業にのしかかっています。不採算事業の廃止や縮小による企業グループ内の経営体質の改善を図るため合併や会社分割などの組織再編成を必要とする機会が今後ますます増えていくことと思います。

そこで、今回は同一企業グループ内で不採算事業により生じた赤字を活用した合併について解説します。

なお、組織再編成に関する規定については、用語の意義や要件が複雑になっており、以下でご説明する事例が、類似する組織再編成の場合にも適用できるかどうかの判断については個別に検討する必要がありますので、その点ご了承ください。

2. 事例

大阪府内で食品輸入卸売業を行うA社は、毎年5,000万円の利益をあげておりますが、近年の円安の影響により今後の事業の見通しについては不透明な状態となっております。A社の株主は、A社の代表取締役である甲が創業以来100%を保有しておりました。甲の父である乙は、国内で製造業を行うB社の株式100%保有しておりました。B社の経営状態は3年前に主要な取引先の倒産により生じた1億円の繰越欠損金を抱えた状態です。A社とB社に事業関連性は無いものとします。甲はA社を合併法人、B社を被合併法人とする吸収合併を行うことを予定しています。

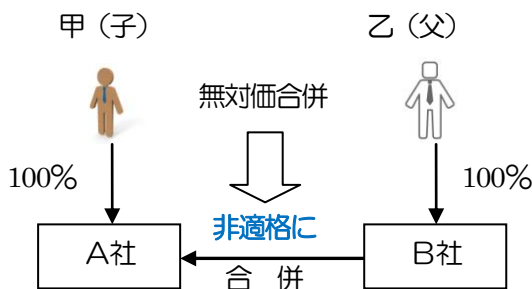
今回の吸収合併においては、被合併法人（B社）の株主（乙）に対して株式その他の資産を交付しない、いわゆる無対価合併の手法により行うこととします。

※無対価合併とは、被合併法人（B社）が債務超過の場合など被合併法人に価値が無い場合に、合併により被合併法人（B社）の資産、負債を引き継いだ合併法人（A社）が、B社の株主（乙）に対して合併法人（A社）の新株の交付を省略することがあります。これを無対価合併といいます。

<事例の兄弟会社間の無対価合併における適格要件>

・「一の者が被合併法人および合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係」（法令4の3②二ロ）がある場合の合併で、合併後も当該完全支配関係が維持される見通しで、被合併法人の株主等に株式その他の資産が交付されないものをいいます。

ここで注意したいのは、事例のように個人の同族株主グループの場合に「一の者」に親族等は含まれないという点です。つまり、上記事例の合併法人A社の株主＝甲、被合併法人B社の株主＝乙の状態では適格要件を満たさないこととなります。（国税庁HP 質疑応答事例より）



上記事例の対策として以下の2つが考えられます。

- ① 合併前にあらかじめ乙から甲へ株式の移転（贈与や譲渡）を行っておく方法
- ② 被合併法人B社の株主乙に、A社の株式を交付することで無対価合併に該当しないようにする。

※ただし、②の方法は合併比率が不適正な合併となり「みなし贈与（株主間贈与）」の問題が生じてしまいます。

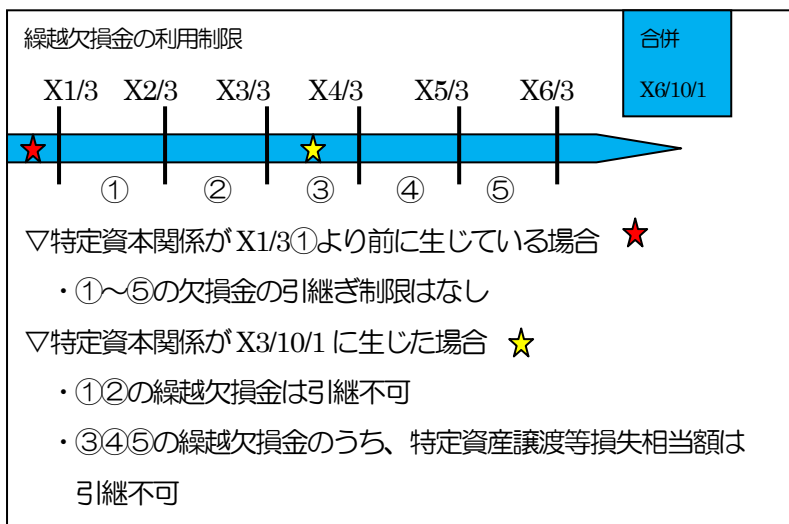
<被合併法人B社の繰越欠損金の引継ぎ>

適格合併でも繰越欠損金の引継ぎが無条件にできる訳ではありません。上記事例のA社またはB社が繰越欠損金を持つ場合には、制限されないかを確認する必要があります。完全子会社同士が5年間の支配関係を経過していない場合には、みなし共同事業要件という繰越欠損金の引継要件を満たす必要があります。(法法 57③)

要件その① 株式の取得時期<特定資本関係となった日>に注意

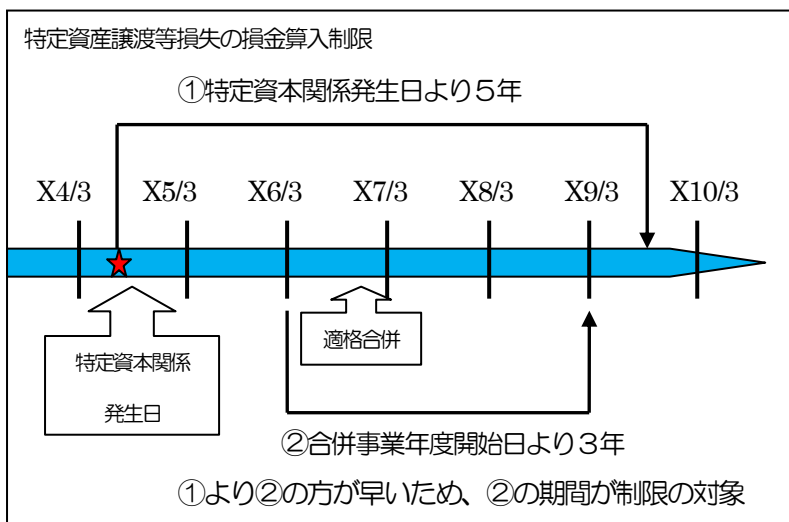
多額の繰越欠損金を持つ会社を子法人化したのちに、繰越欠損金の利用のために合併する租税回避行為を防止するために株式の取得時期に関連して規定が設けられています。

このような租税回避目的のグループ内再編の適格合併においては、合併が行われた事業年度の期首から遡って5年以内に合併法人と被合併法人との間に50%超の資本関係（以下この関係を「特定資本関係」といいます。）が生じている場合には、一定の要件を満たさない限り、原則として被合併法人が有する一定の繰越欠損金と資産の含み損について利用制限を課しています。特定資本関係が生じた事業年度前に発生した繰越欠損金と、特定資本関係が生じた事業年度以後合併までの期間に発生した繰越欠損金で以下の図表のような異なる制限を課しています。



さらに、被合併法人に対する制限のみでは、合併法人と被合併法人を入れ替えることにより、当該制限を実効性のないものとするのが可能となるため、合併法人に対しても被合併法人と同様の制限を課しています。

要件その② 特定資産の譲渡等損失の損金不算入



合併後においては、特定資本関係が生じた前から有する一定の資産について合併事業年度開始の日以後3年を経過する日、あるいは特定資本関係が生じた日以後5年を経過する日と比較して最も早い日までに発生した譲渡等損失は損金算入できません。(左記図参照)

ここでいう一定の資産とは、棚卸資産（土地、土地の上に存する権利を除く）、短期売買商品、売買目的有価証券、合併の日における帳簿価額または取得価額が1,000万円に満たない資産、特定資本関係発生日において含み益がある資産を除いた資産をいいます。

今回はグループ内組織再編成のうち個人株主の場合の兄弟会社間の合併についての概要を確認しました。

適格合併の要件を満たす場合においても繰越欠損金や含み損の資産売却には制限があるため、利用制限が課されないかどうかの検討は慎重に行う必要があります。

担当 : 大西 雅志